

はり・きゅう、あんま・マッサージの療養費支給申請について

- はり・きゅうの施術において、療養費申請の対象となる病名は「神経症」「リウマチ」「五十肩」「頸腕症候群」「腰痛症」「頸椎捻挫後遺症」であり、保険医による適切な治療手段がないため、医師からのはり・きゅうの施術を受けることを認める同意書の提出が必要です。
- あんま・マッサージの施術において、療養費申請の対象となる適応症は「筋麻痺」「筋委縮」「関節拘縮」等、医療上マッサージを必要とする症例とされています。疲労回復・慰安目的のためのマッサージ等は支給対象外となり申請することはできません。
医師からのあんま・マッサージの施術を受けることを認める同意書の提出が必要です。

※ 同じ症状により、平行して医療機関で同じ傷病の診療・薬やシップの処方を受けたり、接骨院・整骨院で施術(柔道整復術)を受けた場合は健康保険扱いとはなりません。

【申請に必要な書類】

必須書類	1. 療養費支給申請書	「はり・きゅう用」「あんま・マッサージ用」の療養費支給申請書をダウンロードして作成してください。 (上記区分のない療養費支給申請書での申請はできませんのでご注意ください) 『施術内容欄』『施術証明欄』については施術者に記入を依頼してください。それ以外の欄は被保険者が記入してください。 ※暦月ごとに申請してください
	2. 領収書(原本)	
	3. 医師の施術同意書	初回申請時は原本を添付。2回目以降はコピーを添付してください。但し、初療日から6か月を経過した時点で更に施術を受ける場合は、再度医師の診察の上施術同意(再同意)を受け、新たに同意書をもって添付してください。
該当の場合	4. 施術報告書(写)	施術継続の再同意のため、施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合には、施術者が発行した施術報告書の写しを提出してください。
	5. 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書	初療より1年以上経過していて、かつ1か月間の施術を受けた回数が月16回以上の場合は、施術所等により作成して添付してください。